

【事例2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。
平成24年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

春日部 税務署長 平成24年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

提出用 税務署長 平成24年2月22日提出

〒XXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)

住所 春日部市〇〇△丁目×番×号

フリガナ オリザワ ハナコ

氏名 乙 沢 花子

生年月日 3 4 9 年 0 8 月 2 8 日 職業 自営業

取得した財産の明細 (単位は円)

種類	目録	取得年月日	取得価額	単価	数量	価額
宅地	〇〇△丁目×番×号	平成 年 月 日	円			
建物		平成 年 月 日	円			
動産		平成 年 月 日	円			
債権		平成 年 月 日	円			
株券		平成 年 月 日	円			
金銭		平成 年 月 日	円			
その他		平成 年 月 日	円			

財産の価額の合計額 (課税価格) ① 円

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、..... 〇 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) ② 円

基礎控除額 ③ 円

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④ 円

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤ 円

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥ 円

差引税額 (⑤-⑥) ⑦ 円

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額) ⑧ 円

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑨の金額の合計額) ⑨ 円

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩ 円

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪ 円

農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫ 円

株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の③の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の②の②の金額) ⑬ 円

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) ⑭ 円

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪) ⑮ 円

申告期限までに納付すべき税額(増加額) (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫) ⑯ 円

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 ☐

税理士法第33条の2の書面提出有 ☐

通信日付印 確認者

(資5-10-1-1-A4統一)(平24.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）の提出が必要となります。

平成 24 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） FD 4 7 3 2

受贈者の氏名 乙 沢 花 子

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、☐の中にレ印を記入してください。

☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	種類 細目 用途区分・用途等 数量 単価	財産の価額
生 所 春日部市〇〇△J田△番△号	土地 宅地 自用地 86.59㎡ 300,000	平成 24 年 08 月 28 日
フリガナ オノザワ タロウ 氏 名 乙 沢 太 郎		平成 25 年 05 月 00 日
続 柄 父 生 年 月 日 3 20 年 01 月 15 日		平成 25 年 05 月 00 日
4.....明治 1 、大正 2 、昭和 3 、平成 4		
財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	2 5 9 5 0 0 0 0
特別控除額の計算	⑱	0
特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲	2 5 0 0 0 0 0 0
特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳	2 5 0 0 0 0 0 0
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑲－㉑）	㉑	0
㉑の控除後の課税価格（⑰－㉑）【1,000円未満切捨て】	㉒	9 5 0 0 0 0
㉒に対する税額（㉒×20％）	㉓	1 9 0 0 0 0
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉔	0
差引税額（㉓－㉔）	㉕	1 9 0 0 0 0

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	

第二表（平成22年分以降適用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

「相続時精算課税選択の特例」（63 ページ参照）の適用を受けない場合には記入する必要はありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例 2

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号 00000000	名簿 000000	届出番号 000000-000000
	財産細目コード 000000	確認 000000	

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-2-1-A4統一）（平24.10）

26

(平成21年分以降用)



相続時精算課税選択届出書

平成 25 年 2 月 22 日	春日部 税務署長
住所 又は 居所	〒XXX-XXXX 電話(XXX-XXXX-XXXX)
フリガナ	春日部市〇〇△丁目×番×号
氏名 (生年月日)	オウザワ ハナコ 乙沢 花子 (大・昭・平 49 年 8 月 28 日)
特定贈与者との続柄	長女

私は、下記の特定贈与者から平成 24 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	春日部市〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オウザワ ハナコ
氏名	乙沢 太郎
生年月日	明・大・昭・平 20 年 1 月 15 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - 受贈者の氏名、生年月日
 - 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - 租税特別措置法第 70 条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
 - (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	電話番号
-------	------

※ 税務署整理欄	届出番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資 5-42-A 4 統一) (平24.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「24」と記入してください。

平成 24 年中に特定贈与者(5ページの3(注)2参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 24 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和 22 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 22 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(42 ページ又は 44 ページ参照)を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（63 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（4 ページの（ロ）の（注）2 参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） (注) 1 「相続時精算課税選択の特例」(63 ページ参照)の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後（「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署におたずねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 父母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。